

ローソン Ponta カード規約規約改定のお知らせ

2024年10月15日をもってローソン Ponta カード規約を改定いたしますのでご案内いたします。規約の主な改定箇所は以下のとおりです。

■ローソン Ponta カード規約 新旧対照表

改定前	改定後
<p>第8条（弁済金等の支払方法等）</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 支払方法変更の申出があり、当社が認めた場合には、会員は以下の支払方法に変更できます。</p> <p>(新規に規定)</p> <p>① (以下略)</p> <p>③支払方法の自動変更サービス - 当社の定める方法でお申出があり、当社が認めた場合には、以後、全ての商品購入代金の支払方法をリボルビング払いへ変更できます。全ての商品購入代金の支払方法をリボルビング払いへ変更できます。ただし、以下に該当する場合は、この限りではありません。</p> <p>(イ) リボルビング払いに変更する時点でショッピングサービスのご利用可能枠を超過していた場合。</p>	<p>第8条（弁済金等の支払方法等）</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 支払方法変更の申出があり、当社が認めた場合には、会員は以下の支払方法に変更できます。</p> <p><u>①支払方法の変更（分割払い） - 1 回払い分及びボーナス一括払い分を分割払いに変更できます（なお、「分割払い」とは、商品購入代金締切後の各お支払日に、当該商品の現金価格に分割払手数料を加算した金額について、会員が指定した支払回数で割った金額をお支払いいただく方法をいいます。ただし、各お支払日の支払金額の単位は1円とし、端数が発生した場合は初回に算入いたします。）。</u>この場合、<u>カード利用時点で分割払いの利用があったものとみなします。なお、分割払いの支払回数、支払期間、実質年率、分割払手数料は、末尾「分割払いのお支払について」に記載のとおりです。</u></p> <p>② (以下略)</p> <p>④支払方法の自動変更サービス - 当社の定める方法でお申出があり、当社が認めた場合には、以後、全ての商品購入代金の支払方法をリボルビング払いへ変更できます。全ての商品購入代金の支払方法をリボルビング払いへ変更できます。ただし、以下に該当する場合は、この限りではありません。</p> <p>(イ) リボルビング払いに変更する時点で<u>商品購入に係る</u>ご利用可能枠を超過していた場合。</p>

<p>(ロ) 当社がリボルビング払いの取扱を不適当と認めた店舗・商品等での利用の場合。</p> <p>(ハ) (2) ④、⑤、(3) ①による支払方法での利用の場合。</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p>	<p>当社がリボルビング払いの取扱を不適当と認めた店舗・商品等での利用の場合。</p> <p><u>(3) ①②</u>による支払方法での利用の場合。</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p>
<p>第9条 (遅延損害金)</p> <p>(1) 弁済金等のお支払いを遅滞した場合は当該金額(第8条(弁済金等の支払方法等)(2)①、(3) ②の手数料を除きます。)に対し、お支払日の翌日から完済に至るまで、年14.6%で計算した遅延損害金をいただきます。ただし、分割支払金については、当該分割支払金の残金全額に対し法定利率により計算した額を超えないものとします。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p>	<p>第9条 (遅延損害金)</p> <p>(1) 弁済金等のお支払いを遅滞した場合は当該金額(第8条(弁済金等の支払方法等)(2)①、(3) <u>②③</u>の手数料を除きます。)に対し、お支払日の翌日から完済に至るまで、年14.6%で計算した遅延損害金をいただきます。ただし、分割支払金については、当該分割支払金の残金全額に対し法定利率により計算した額を超えないものとします。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p>
<p>第23条 (その他承諾事項)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 会員は、以下の義務を負うことを承認します。</p> <p>①第8条(4)に定めるご利用明細書について、会員が電磁的方法による通知を希望せず、当社が郵送でお送りする場合、当社所定の発行費用をご負担いただくこと。ただし、ご利用明細書が貸金業法及び割賦販売法に基づき交付する書面である場合を除きます。</p> <p>②キャッシングサービスのご利用及び返済金のお支払いをATMで行う場合、当社所定の利用手数料(ただし、利息制限法施行令第2条に定める額を上限とします。)をご負担いただくこと。</p> <p>③ (略)</p> <p>④ (略)</p> <p>(新規に規定)</p>	<p>第23条 (その他承諾事項)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 会員は、以下の義務を負うことを承認します。</p> <p>①第8条(4)に定めるご利用明細書について、会員が電磁的方法による通知を希望せず、当社が郵送でお送りする場合、当社所定の発行費用をご負担いただくこと。ただし、ご利用明細書が貸金業法及び割賦販売法に基づき交付する書面である場合を除きます。<u>また、会員からの申し出により当社がご利用明細書の再発行を行う場合、会員には当社所定の再発行費用をご負担いただきます。</u></p> <p>②キャッシングサービスのご利用及び返済金並びに商品購入に係るリボルビング払いの残高のお支払いをATMで行う場合、当社所定の利用手数料(ただし、利息制限法施行令第2条に定める額を上限とします。)をご負担いただくこと。</p> <p>③ (略)</p> <p>④ (略)</p> <p>⑤ <u>会員は、当社に対し、当社の定めるカードサービス手数料とその消費税等をお支払いいただくものとします。カードサービス手数料は、当社が会員登録をした月(以</u></p>

<p>⑤当社が会員に貸与したカードに偽造、変造等が生じ又は、カード情報を不正取得された場合は、当社からの調査依頼にご協力いただくこと、及びカードを回収すること。</p> <p>⑥与信及び与信後の管理のため確認が必要な場合には、当社の求めに応じて、勤務先、収入等を申告いただくとともに、住民票の写し等公的機関が発行する書類・源泉徴収票・所得証明等を取得、ご提出いただくこと。</p> <p>⑦（１）②の口座振替ができない場合、再度、預金口座振替依頼書等をご提出いただくこと。</p> <p>（３）（略）</p> <p>（４）（略）</p> <p>（５）（略）</p> <p>（６）（略）</p> <p>（７）（略）</p>	<p><u>下「会員登録月」という）の1日から1年後の会員登録月の末日を締切日として、締切日の翌々月4日に第7条（弁済金等の支払方法等）(1)①に定める方法によりお支払いいただくものとし、以後も同様とします。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合にはこの限りではありません。</u></p> <p>(イ) <u>会員登録月の1日から締切日までの間に第6条（カードのご利用）又は第7条（保険及び電話サービス等にかかる代金等のお支払）に基づくカードによる商品購入等があったとき、又は第13条（キャッシングサービス）に基づくキャッシングサービスのご利用があったとき。</u></p> <p>(ロ) <u>会員登録月の1日から締切日までに第8条（弁済金等の支払方法等）(1)又は第14条（融資金の支払方法等）(1) 基づくお支払いがあったとき。</u></p> <p>(ハ) <u>当社所定の特則又は特約が適用される時</u></p> <p>⑥当社が会員に貸与したカードに偽造、変造等が生じ又は、カード情報を不正取得された場合は、当社からの調査依頼にご協力いただくこと、及びカードを回収すること。</p> <p>⑦与信及び与信後の管理のため確認が必要な場合には、当社の求めに応じて、勤務先、収入等を申告いただくとともに、住民票の写し等公的機関が発行する書類・源泉徴収票・所得証明等を取得、ご提出いただくこと。</p> <p>⑧（１）②の口座振替ができない場合、再度、預金口座振替依頼書等をご提出いただくこと。</p> <p>（３）（略）</p> <p>（４）（略）</p> <p>（５）（略）</p> <p>（６）（略）</p> <p>（７）（略）</p>
<p>■分割払いのお支払について(第8条(3)①参照)</p>	<p>■分割払いのお支払について(第8条(3)①参照)</p> <p style="text-align: right;">末尾記載</p>

【下線部は改定部分を示します。】

■分割払いのお支払について（第8条（3）①参照）

（例）現金価格 50,000 円、10 回払いの時

●分割払手数料 50,000 円 × (8.2 円/100 円) =4,100 円

●支払総額 50,000 円 + 4,100 円=54,100 円

●各支払日の分割支払金 54,100 円 ÷ 10 回=5,410 円

支払回数 (回)	3	4	5	6	7	8	9	10	11
支払期間 (ヶ月)	3	4	5	6	7	8	9	10	11
実質年率 (%)	14.7	15.6	16.3	16.7	17.0	17.2	17.4	17.5	17.6
現金価格 100 円当たりの 手数料の額(円)	2.5	3.3	4.1	5.0	5.8	6.6	7.4	8.2	9.1

支払回数 (回)	12	13	14	15	16	17	18	19	20
支払期間 (ヶ月)	12	13	14	15	16	17	18	19	20
実質年率 (%)	17.7	17.8	17.8	17.8	17.9	17.9	17.9	17.9	17.9
現金価格 100 円当たりの 手数料の額(円)	9.9	10.7	11.5	12.3	13.2	14.0	14.8	15.6	16.4

支払回数 (回)	21	22	23	24	25	26	27	28	29
支払期間 (ヶ月)	21	22	23	24	25	26	27	28	29
実質年率 (%)	17.9	17.9	17.9	17.9	17.9	17.9	17.8	17.8	17.8
現金価格 100 円当たりの 手数料の額(円)	17.3	18.1	18.9	19.7	20.5	21.4	22.2	23.0	23.8

支払回数 (回)	30	31	32	33	34	35	36
支払期間 (ヶ月)	30	31	32	33	34	35	36
実質年率 (%)	17.8	17.8	17.7	17.7	17.7	17.7	17.7
現金価格 100 円当たりの 手数料の額(円)	24.6	25.5	26.3	27.1	27.9	28.7	29.6

以上